

令和 7 年 2 月 1 9 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料②

番号	件 名	主 管 課	
6	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課	p 2
7	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課	p 14
8	会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課	p 26
9	一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課	p 36
10	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課 教 職 員 課	p 81
11	山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	学校運営・施設整備室 教 職 員 課 特別支援教育推進室	p 94
12	山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課	p 102
13	山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	高 校 教 育 課	p 108
14	損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課	p 114

報告事項

番号	件 名	主 管 課	
1	「やまぐちスマートスクール構想2.0」の推進について	教育情報化推進室	p 118 別冊資料
2	令和8年度(令和7年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について	教 職 員 課	p 120

協議事項

番号	件 名	主 管 課	
1	公の施設の見直しについて	学校運営・施設整備室	p 124

議案第6号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）2月19日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 6 年 1 0 月 1 1 日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨等に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年山口県条例第 2 0 号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 1 年山口県条例第 4 1 号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

期末手当について、各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支 給 期	現行の支給割合	令 和 6 年 度 の 支 給 割 合	令和 7 年度以降 の 支 給 割 合
6 月 期	1 . 7 0 月分	1 . 7 0 月分	1 . 7 2 5 月分
1 2 月 期	1 . 7 0	1 . 7 5	1 . 7 2 5
合 計	3 . 4 0	3 . 4 5	3 . 4 5

3 施行期日

規則で定める日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。ただし、期末手当の令和 7 年度以降の支給割合については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

する。

第四条中「百分の百七十五」を「千分の千七百二十五」に改める。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百七十五」を「千分の千七百二十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正

議案第 号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第四条関係）

改 正 案

現 行

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条～第三条 （略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の五第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の千七百二十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条～第三条 （略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の五第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第三条関係）

改 正 案

現 行

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条～第三条 （略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の五第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」と、同条例第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条～第三条 （略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の五第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「千分の千二百二十五」とあるのは「百分の百七十」と、同条例第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第二条関係）

改正案

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条～第八条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「千分の千七百二十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

現行

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条～第八条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第一条関係）

改正案

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条～第八条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

現行

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条～第八条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「千分の千二百二十五」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

議案第7号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）2月19日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第7号参考資料

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和6年10月11日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第11号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 報酬等の上限額の引上げ改定

○パートタイム会計年度任用職員の報酬

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	172,200円	196,200円
	日 額	8,200円	9,340円
	時 間 額	1,060円	1,210円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	307,100円	311,100円
	日 額	14,620円	14,810円
	時 間 額	1,890円	1,910円

○フルタイム会計年度任用職員の給料

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	172,200円	196,200円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	307,100円	311,100円

(2) 在宅勤務等手当の支給

常勤職員の例により、在宅勤務等手当を支給する。

3 施行期日

(1) 規則で定める日から施行する。

パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員（その任期が3箇月未満であるもの及び1週間当たりの勤務時間数が15時間30分未満であるものを除く。）については、令和6年4月1日から適用する。

パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員（いずれもその任期が3箇月未満であるもの及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満であるものに限り。）に対する改正後の条例の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例による。

(2) 令和7年4月1日から施行する。

第三条第一項及び第十条第一項の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員が、改正前の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて令和六年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員(いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに限り。)に対する改正後の条例の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二七二、二〇〇円」を「一九六、二〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇七、一〇〇円」を「三一一、一〇〇円」に改める。

第十一条第一項中「通勤手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五項の規定 公布の日

二 第四条第一項に一号を加える改正規定並びに第九条及び第十一条第一項の改正規定 令和七年四月一日

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）（いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。次項において同じ。）については、改正後の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一七二、二〇〇円」を「一九六、二〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、三四〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇七、一〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「一四、六二〇円」を「一四、八一〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九一〇円」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

八、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 常勤職員に支給される在宅勤務等手当の額に相当する額の報酬

第九条中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

議案第 号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現行
(フルタイム会計年度任用職員の手当) 第十一条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を支給する。 2 (略) 以下(略)	(フルタイム会計年度任用職員の手当) 第十一条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、地域手当、通勤手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を支給する。 2 (略) 以下(略)

改正案

現行

(フルタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第九条 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第九条 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一九六、二〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三二一、一〇〇円

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一七二、二〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇七、一〇〇円

2・3 (略)

2・3 (略)

改正案

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。
一～七 (略)

ハ 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 常勤職員に支給される在宅勤務等手当の額に相当する額の報酬

2・3 (略)

第五条～第八条 (略)

現行

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。
一～七 (略)

(新設)

2・3 (略)

第五条～第八条 (略)

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

改正案

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(令和元年十月八日
山口県条例第十一号)

第一条・第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分		報酬の額		
定型的な業務に従事する職員	月額	一九六、二〇〇円		
	日額	九、三四〇円		
	時間額	一、二二〇円		
	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三一一、一〇〇円	日額
		一四、八一〇円	時間額	一、九一〇円

現行

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(令和元年十月八日
山口県条例第十一号)

第一条・第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分		報酬の額		
定型的な業務に従事する職員	月額	一七二、二〇〇円		
	日額	八、二〇〇円		
	時間額	一、〇六〇円		
	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇七、一〇〇円	日額
		一四、六二〇円	時間額	一、八九〇円

2

(略)

2

(略)

議案第 8 号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 6 年 10 月 11 日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第 12 号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 報酬等の上限額の引上げ改定

○パートタイム会計年度任用学校職員の報酬

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	172,200円	196,200円
	日 額	8,200円	9,340円
	時 間 額	1,060円	1,210円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	307,100円	311,100円
	日 額	14,620円	14,810円
	時 間 額	1,890円	1,910円
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日 額	40,190円	41,430円
	時 間 額	5,190円	5,350円

○フルタイム会計年度任用学校職員の給料

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	172,200円	196,200円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	307,100円	311,100円

(2) 在宅勤務等手当の支給

常勤学校職員の例により、在宅勤務等手当を支給する。

3 施行期日

(1) 規則で定める日から施行する。

パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員（その任期が3箇月未満であるもの及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満であるものを除く。）については、令和6年4月1日から適用する。

パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員（いずれもその任期が3箇月未満であるもの及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満であるものに限る。）に対する改正後の条例の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例による。

(2) 令和7年4月1日から施行する。

員」という。)(いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。次項において同じ。)については、改正後の会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第二項及び第十条第一項の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員が、改正前の会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて令和六年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員(いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに限る。)に対する改正後の条例の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める

員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 常勤学校職員に支給される在宅勤務等手当の額に相当する額の報酬

第九条中「通勤手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一七二、二〇〇円」を「一九六、二〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇七、一〇〇円」を「三二一、一〇〇円」に改める。

第十一条第一項中「通勤手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五項の規定 公布の日

二 第四条第一項に一号を加える改正規定並びに第九条及び第十一条第一項の改正規定 令和七年四月一日

2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第二条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員(以下「パートタイム会計年度任用学校職員」という。)及び同条例第九条に規定するフルタイム会計年度任用学校職員(以下「フルタイム会計年度任用学校職員」という。)

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二七二、二〇〇円」を「一九六、二〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、三四〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇七、一〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「一四、六二〇円」を「二四、八二〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に改め、同表専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員の項中「四〇、一九〇円」を「四一、四三〇円」に、「五、一九〇円」を「五、三五〇円」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

八 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委

(フルタイム会計年度任用学校職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一九六、二〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三二一、一〇〇円

2・3 (略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の手当)

第十一条 フルタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員の例により、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を支給する。

2 (略)

以下 (略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一七二、二〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇七、一〇〇円

2・3 (略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の手当)

第十一条 フルタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員の例により、地域手当、通勤手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を支給する。

2 (略)

以下 (略)

改正案

現行

2 (略)

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用学校職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。

一七 (略)

八 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員 常勤学校職員に支給される在宅勤務等手当の額に相当する額の報酬

2・3 (略)

第五条 第八条 (略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の給与の種類)

第九条 会計年度任用学校職員で法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員に該当する者（以下「フルタイム会計年度任用学校職員」という。）の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。

2 (略)

第四条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用学校職員には、前条に規定する報酬のほか、当該各号に定める報酬を支給する。

一七 (略)
(新設)

2・3 (略)

第五条 第八条 (略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の給与の種類)

第九条 会計年度任用学校職員で法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員に該当する者（以下「フルタイム会計年度任用学校職員」という。）の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

改正案

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(令和元年十月八日
山口県条例第十二号)

第一条・第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤学校職員」という。)の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一九六、二〇〇円	
	日額	九、三四〇円	
	時間額	一、二二〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三二一、一〇〇円	
	日額	一四、八一〇円	
	時間額	一、九一〇円	
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日額	四一、四三〇円	
	時間額	五、三五〇円	

現行

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(令和元年十月八日
山口県条例第十二号)

第一条・第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤学校職員」という。)の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一七二、二〇〇円	
	日額	八、二〇〇円	
	時間額	一、〇六〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇七、一〇〇円	
	日額	一四、六二〇円	
	時間額	一、八九〇円	
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日額	四〇、一九〇円	
	時間額	五、一九〇円	

議案第9号

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）2月19日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 6 教 政 第 7 6 9 号

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 7 年(2025年) 2 月 12 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算(第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）（以下「旅費法」という。）が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号）、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）及び知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）のうち旅費法に準拠している宿泊料等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）宿泊料の改正

名称を宿泊費に改め、宿泊費基準額を都道府県ごとに規定する。

（2）宿泊手当の導入

夕朝食代として支給していた食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代を含む）として、宿泊手当を導入する。

（3）その他所要の改正

旅費法を引用している箇所等について、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下「改正後の職員旅費条例」という。)、改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)及び改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例、改正後の議員報酬条例及び改正後の知事等給与条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

る。

別表の備考中「する。」を「し、「旅費相当額」とは、次の各号に掲げる旅費の種類の区分に応じ、当該各号に定める法令により、当該職務にある者に支給すべきこととなる旅費の額に相当する額とする。」に改め、同備考に次の二号を加える。

一 宿泊費及び宿泊手当 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）

二 前号に掲げるもの以外の旅費 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

長崎県	一五、〇〇〇円
熊本県	二〇、〇〇〇円
大分県	一五、〇〇〇円
宮崎県	一七、〇〇〇円
鹿児島県	一七、〇〇〇円
沖縄県	一五、〇〇〇円

別表第四（第三条関係）

区分	宿泊手当 （一夜につき）
全ての地	二、四〇〇円

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第三条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十号）の一部を次のように改正す

佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府
一五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県
二七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第三条関係）

区分	宿泊費 （一夜につき）
北海道	一八、〇〇〇円
青森県	一五、〇〇〇円
岩手県	一三、〇〇〇円
宮城県	一四、〇〇〇円
秋田県	一五、〇〇〇円
山形県	一四、〇〇〇円
福島県	一一、〇〇〇円
茨城県	一五、〇〇〇円
栃木県	一四、〇〇〇円
群馬県	一四、〇〇〇円
埼玉県	二七、〇〇〇円

区 分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	二、四〇〇円

（山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第二条 山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「旅行雑費、宿泊料及び食卓料の欄」を「及び旅行雑費の欄、別表第三の宿泊費の欄並びに別表第四の宿泊手当の欄」に改める。

別表第二中

甲地方	宿泊料（一夜につき）	
	乙地方	食卓料（一夜につき）
2,400円	1,700円	3,000円

を削り、同表の備考1を削り、同表の備考2を同備考とする。

二 宿泊手当

別表の二の表を別表の三の表とし、別表の一の表の次に次の一表を加える。

香川県	一五、〇〇〇円
愛媛県	一〇、〇〇〇円
高知県	一一、〇〇〇円
福岡県	一八、〇〇〇円
佐賀県	一一、〇〇〇円
長崎県	一一、〇〇〇円
熊本県	一四、〇〇〇円
大分県	一一、〇〇〇円
宮崎県	一二、〇〇〇円
鹿児島県	一二、〇〇〇円
沖縄県	一一、〇〇〇円

徳島県	一〇、〇〇〇円
山口県	八、〇〇〇円
広島県	一三、〇〇〇円
岡山県	一〇、〇〇〇円
島根県	九、〇〇〇円
鳥取県	八、〇〇〇円
和歌山県	一一、〇〇〇円
奈良県	一一、〇〇〇円
兵庫県	一二、〇〇〇円
大阪府	一三、〇〇〇円
京都府	一九、〇〇〇円
滋賀県	一一、〇〇〇円
三重県	九、〇〇〇円
愛知県	一一、〇〇〇円
静岡県	九、〇〇〇円

岐阜県	一三、〇〇〇円
長野県	一一、〇〇〇円
山梨県	一二、〇〇〇円
福井県	一〇、〇〇〇円
石川県	九、〇〇〇円
富山県	一一、〇〇〇円
新潟県	一六、〇〇〇円
神奈川県	一六、〇〇〇円
東京都	一九、〇〇〇円
千葉県	一七、〇〇〇円
埼玉県	一九、〇〇〇円
群馬県	一〇、〇〇〇円
栃木県	一〇、〇〇〇円
茨城県	一一、〇〇〇円

一 宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	一三、〇〇〇円
青森県	一一、〇〇〇円
岩手県	九、〇〇〇円
宮城県	一〇、〇〇〇円
秋田県	一一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	八、〇〇〇円

(宿泊費)

第二十一条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第二十二条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

第二十四条中「及び」を「並びに」に、「地域の区分」を「都道府県」に、「宿泊料定額」を「宿泊費基準額」に改め、「五夜分」の下に「及び宿泊手当の五夜分」を加える。

第二十五条第一項第一号イ及びハ中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同項第三号中「宿泊料、食卓料」を「旅行雑費、宿泊費、宿泊手当」に改める。

第二十九条第三項中「車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改める。

別表の一の表を次のように改める。

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第一号中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第六条第一項中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第七項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「一夜当たりの定額」を「実費額」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

第十条第一項中「及び宿泊料」を削り、「それぞれ」を「旅行雑費」に改める。

第十二条中「又は宿泊料」を削り、「これらの旅費」を「旅行雑費」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

議案第 号

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

山口県知事 村岡 政

改 正 案	現 行
一 宿泊費及び宿泊手当 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号） 二 前号に掲げるもの以外の旅費 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律	

○知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

改 正 案

○知事等の給与及び旅費に関する条例

〔昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号〕

第一条～第十一条（略）

別表（第四条、第十一条関係）

（表略）

備考 旅費の欄中「指定職の職務」とは、一般職の職員_{の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）}第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の職務をいい、「九級の職務」とは、同項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による九級の職務をいうものとし、「旅費相当額」とは、次の各号に掲げる旅費の種類_{の区分に応じ、当該各号に定める法令により、当該職務にある者に支給すべきこととなる旅費の額に相当する額とする。}

現 行

○知事等の給与及び旅費に関する条例

〔昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号〕

第一条～第十一条（略）

別表（第四条、第十一条関係）

（表略）

備考 旅費の欄中「指定職の職務」とは、一般職の職員_{の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）}第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の職務をいい、「九級の職務」とは、同項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による九級の職務をいうものとする。

(新設)

現
行

別表第四（第三条関係）

区 分	自治体等 （丁・夜間・特別）
全ての地	IT EOOE

現
行

鳥取県	一一、〇〇〇円
島根県	一三、〇〇〇円
岡山県	一四、〇〇〇円
広島県	一八、〇〇〇円
山口県	一一、〇〇〇円
徳島県	一四、〇〇〇円
香川県	二一、〇〇〇円
愛媛県	一四、〇〇〇円
高知県	一五、〇〇〇円
福岡県	二五、〇〇〇円
佐賀県	一五、〇〇〇円
長崎県	一五、〇〇〇円
熊本県	二〇、〇〇〇円
大分県	一五、〇〇〇円
宮崎県	一七、〇〇〇円
鹿児島県	一七、〇〇〇円
沖縄県	一五、〇〇〇円

現
行

和歌山県	一五、〇〇〇円
奈良県	一五、〇〇〇円
兵庫県	一七、〇〇〇円
大阪府	一八、〇〇〇円
京都府	二七、〇〇〇円
滋賀県	一五、〇〇〇円
三重県	一三、〇〇〇円
愛知県	一五、〇〇〇円
静岡県	一三、〇〇〇円
岐阜県	一八、〇〇〇円
長野県	一五、〇〇〇円
山梨県	一七、〇〇〇円
福井県	一四、〇〇〇円
石川県	一三、〇〇〇円
富山県	一五、〇〇〇円
新潟県	二三、〇〇〇円
神奈川県	二三、〇〇〇円

(新設)

現
行

別表第三(第三条関係)

区分	宿泊費 (一夜につき)
北海道	一八、〇〇〇円
青森県	一五、〇〇〇円
岩手県	一三、〇〇〇円
宮城県	一四、〇〇〇円
秋田県	一五、〇〇〇円
山形県	一四、〇〇〇円
福島県	一四、〇〇〇円
茨城県	一五、〇〇〇円
栃木県	一四、〇〇〇円
群馬県	一四、〇〇〇円
埼玉県	二七、〇〇〇円
千葉県	二四、〇〇〇円
東京都	二七、〇〇〇円

改正案

[illegible]

-64-

別表第一（略）

別表第二

（略）	（略）	旅行雑費 （一日につき）	（削る）	（削る）
（略）	三〇〇円	（削る）	（削る）	（削る）

（削る）

備考 船賃の欄中旅客運賃については、運賃の等級を二階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃による。

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第四条関係）

改 正 案

現 行

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に關す
る条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条・第二条 （略）

（費用弁償）

第三条 （略）

2 前項の費用弁償の額は、別表第二の鉄道賃、船賃、航空賃、
車賃及び旅行雑費の欄、別表第三の宿泊費の欄並びに別表第四
の宿泊手当の欄に掲げるところによる。

3 6 （略）

第四条（略）

附 則（略）

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に關す
る条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条・第二条 （略）

（費用弁償）

第三条 （略）

2 前項の費用弁償の額は、別表第二の鉄道賃、船賃、航空賃、車
賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の欄に掲げるところによる。

3 6 （略）

第四条（略）

附 則（略）

(新設)

現 行

二 移 転 料

区 分	路 程	料 額
七級以上の職務にあ る者	路 程 五 十 キ ロ メ ー ト ル 未 満	一 三 六、〇〇〇 円
	路 程 五 十 キ ロ メ ー ト ル 以 上 百 キ ロ 未 満	一 四 〇、〇〇〇 円
	路 程 百 キ ロ 以 上 三 百 未 満	一 五 〇、〇〇〇 円
	路 程 三 百 キ ロ 以 上 五 百 未 満	一 六 〇、〇〇〇 円
	路 程 五 百 キ ロ 以 上 千 未 満	一 七 〇、〇〇〇 円
	路 程 千 五 百 以 上 二 千 未 満	一 八 〇、〇〇〇 円
	路 程 二 千 五 百 以 上	一 九 〇、〇〇〇 円
六級以下の職務にあ る者	路 程 五 十 キ ロ 未 満	一 〇 〇、〇〇〇 円
	路 程 五 十 キ ロ 以 上 百 キ ロ 未 満	一 一 〇、〇〇〇 円
	路 程 百 キ ロ 以 上 三 百 未 満	一 二 〇、〇〇〇 円
	路 程 三 百 キ ロ 以 上 五 百 未 満	一 三 〇、〇〇〇 円
	路 程 五 百 キ ロ 以 上 千 未 満	一 四 〇、〇〇〇 円
	路 程 千 五 百 以 上 二 千 未 満	一 五 〇、〇〇〇 円
	路 程 二 千 五 百 以 上	一 六 〇、〇〇〇 円

備考 離島に係る旅行の路程の計算については、水路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

改正案

二 宿泊手当

区	分
全ての地	宿泊手当（一夜につき） 二、四〇〇円

三 移転料

区	分	移転料
七級以上の職務にある者	路程五十キロメートル未満	二六、〇〇円
	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	一四、〇〇円
	路程百キロメートル以上二百キロメートル未満	二六、〇〇円
	路程二百キロメートル以上五百キロメートル未満	三〇、〇〇円
	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	二五、〇〇円
	路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	三六、〇〇円
	路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	三八、〇〇円
	路程二千キロメートル以上	三八、〇〇円
六級以下の職務にある者		一六、〇〇円
		一三、〇〇円
		一五、〇〇円
		一八、〇〇円
		二八、〇〇円
		二六、〇〇円
		三六、〇〇円
		三八、〇〇円
		三八、〇〇円

備考 離島に係る旅行の路程の計算については、水路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

	現 行
--	--------

鳥取県	八〇〇〇円
島根県	九〇〇〇円
岡山県	一〇〇〇〇円
広島県	一三〇〇〇円
山口県	八〇〇〇円
徳島県	一〇〇〇〇円
香川県	一五〇〇〇円
愛媛県	一〇〇〇〇円
高知県	一一〇〇〇円
福岡県	一八〇〇〇円
佐賀県	一一〇〇〇円
長崎県	一一〇〇〇円
熊本県	一四〇〇〇円
大分県	一一〇〇〇円
宮崎県	一二〇〇〇円
鹿児島県	一二〇〇〇円
沖縄県	一一〇〇〇円

現
行

和歌山県	一、一〇〇〇円
奈良県	一、一〇〇〇円
兵庫県	一、二〇〇〇円
大阪府	一、三〇〇〇円
京都府	一、九〇〇〇円
滋賀県	一、一〇〇〇円
三重県	九〇〇〇円
愛知県	一、一〇〇〇円
静岡県	九〇〇〇円
岐阜県	一、三〇〇〇円
長野県	一、一〇〇〇円
山梨県	一、二〇〇〇円
福井県	一、〇〇〇〇円
石川県	九〇〇〇円
富山県	一、一〇〇〇円
新潟県	一、六〇〇〇円
神奈川県	一、六〇〇〇円

別表(第二十一条、第二十四条、第二十六条、第二十七条関係)

一 宿泊料及び食卓料

区 分	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	
七級以上の職務にある者	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円	二、六〇〇円
六級以下の職務にある者	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円	二、二〇〇円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)別表第一に定める甲地方をい
い、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表（第二十一条―第二十四条、第二十六条、第二十七条関係）

一 宿泊費基準額

区 分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	一三、〇〇〇円
青森県	一一、〇〇〇円
岩手県	九、〇〇〇円
宮城県	一〇、〇〇〇円
秋田県	一一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	八、〇〇〇円
茨城県	一一、〇〇〇円
栃木県	一〇、〇〇〇円
群馬県	一〇、〇〇〇円
埼玉県	一九、〇〇〇円
千葉県	一七、〇〇〇円
東京都	一九、〇〇〇円

改正案

(遺族の旅費)

第二十九条(略)

2 (略)

3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五条第一項第一号に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三十条～第三十三条(略)

現行

(遺族の旅費)

第二十九条(略)

2 (略)

3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五条第一項第一号に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三十条～第三十三条(略)

改正案

(扶養親族移転料)

第二十五条(略)

一(略)

イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後手当の三分の二に相当する額

ロ(略)

ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二(略)

三 第一号イからハまでの規定により旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2(略)

第二十六条〜第二十八条(略)

現行

(扶養親族移転料)

第二十五条(略)

一(略)

イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

ロ(略)

ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二(略)

三 第一号イからハまでの規定により宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2(略)

第二十六条〜第二十八条(略)

改正案

(宿泊手当)

第二十二條 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

第二十三條 (略)

(着後手当)

第二十四條 着後手当の額は、旅行の区分に応じた旅行雑費定額の五五分並びに赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する都道府県に応じた宿泊費基準額の五夜分及び宿泊手当の五夜分に相当する額による。

現行

(食卓料)

第二十二條 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

第二十三條 (略)

(着後手当)

第二十四條 着後手当の額は、旅行の区分に応じた旅行雑費定額の五五分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

改正案

第十条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における旅行雑費は、その地域に到着した日の翌日から起算して、次の各号に掲げる額に相当する額を旅行雑費の定額から減じた額による。

一・二(略)

2(略)

第十一条(略)

第十二条 一日の旅行において、旅行雑費(扶養親族移転料のうち旅行雑費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費を支給する。

第十三条 第二十条(略)

(宿泊費)

第二十一条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

現行

第十条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、次の各号に掲げる額に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

一・二(略)

2(略)

第十一条(略)

第十二条 一日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第十三条 第二十条(略)

(宿泊料)

第二十一条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場所に限り、支給する。

改 正 案	現 行
(旅費の種類) 第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊費、宿泊手当、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。 2～6 (略) 7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ実費額により支給する。 8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。 9～12 (略) 第七条～第九条 (略)	(旅費の種類) 第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。 2～6 (略) 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。 9～12 (略) 第七条～第九条 (略)

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正

改正案

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例

(昭和二十九年十一月二十六日
山口県条例第六十号)

第一条・第二条(略)

(旅費の支給)

第三条(略)

2、4(略)

5(略)

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又は宿泊施設の利用を予約するために支払った金額のうち、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊費の額をそれぞれこえることができない。

二(略)

6(略)

第四条・第五条(略)

現行

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例

(昭和二十九年十一月二十六日
山口県条例第六十号)

第一条・第二条(略)

(旅費の支給)

第三条(略)

2、4(略)

5(略)

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又は宿泊施設の利用を予約するために支払った金額のうち、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

二(略)

6(略)

第四条・第五条(略)

議案第10号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和7年（2025年）2月19日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 7 年(2025年) 2 月 12 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算(第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第10号参考資料

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行等を踏まえ、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- (1) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する任命権者が講じなければならない措置を追加
- (2) 介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、任命権者が講じなければならない勤務環境の整備に関する措置を追加

3 施行期日

令和7年4月1日

第十六条の三 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- 第二十条中「第十二条第三項」の下に「、第十六条の二、第十六条の三」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「定める者」の下に「（以下「配偶者等」という。）を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第十六条の二 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十六条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

議案第 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正案	(勤務環境の整備に関する措置) 第十六条の三 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 第十七条～第十九条 (略) (市町立学校職員に関する読替え) 第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第三条の二(第三項を除く。)、第三条の三第一項、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の二、第九条、第十条、第十二条第三項、第十六条の二、第十六条の三及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。 以下(略)
現行	(新設) 第十七条～第十九条 (略) (市町立学校職員に関する読替え) 第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第三条の二(第三項を除く。)、第三条の三第一項、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の二、第九条、第十条、第十二条第三項及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。 以下(略)

改 正 案	現 行
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等) 第十六条の二 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	(新設)

○ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表案

改 正 案

○ 学校職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例

〔昭和四十六年十二月二十四日
山口県条例第三十号〕

第一条～第十四条 (略)

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

第十六条 (略)

現 行

○ 学校職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例

〔昭和四十六年十二月二十四日
山口県条例第三十号〕

第一条～第十四条 (略)

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

第十六条 (略)

改 正 案	現 行
(勤務環境の整備に関する措置) 第十六条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 以下(略)	(新設) 以下(略)

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表案

改 正 案

現

行

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
(昭和二十八年三月二十五日
山口県条例第十二号)

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
(昭和二十八年三月二十五日
山口県条例第十二号)

第一条～第十六条 (略)

第一条～第十六条 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

(新設)

第十六条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

議案第 11 号

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例についての意見の
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025 年） 2 月 19 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

1 改正する条例

- (1) 山口県使用料手数料条例
- (2) 下関漁港管理条例
- (3) 山口県立美術館条例

2 改正理由

(1) 物価・人件費の上昇等を踏まえた使用料・手数料の見直しに伴うもの

- ・ 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料、登録販売者試験手数料、特定計量器検定手数料、家畜検査等手数料、建築物建築等許可申請手数料、運転適性検査手数料、山口県立山口博物館観覧料（普通展示）、下関漁港給水施設使用料、山口県立美術館観覧料（普通展示） 等（教育職員免許状授与等手数料 等）

(2) 使用料・手数料の新設に伴うもの

- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料
- ・ 軽微変更該当証明申請手数料

(3) 使用料・手数料の改定に伴うもの

- ・ 建築物等確認申請手数料
- ・ 建築物構造計算適合性判定申請手数料
- ・ 建築物等完了検査申請手数料
- ・ 建築物等中間検査申請手数料
- ・ 建築士事務所登録手数料
- ・ 宅地建物取引業免許申請手数料
- ・ 高齢運転者講習手数料

(4) その他

- ・ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料（手数料の廃止）
- ・ 教育職員免許状授与等手数料（手数料の廃止）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、高齢運転者講習手数料に係る改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

4 改正内容

新旧対照表（次頁以降添付、裏綴じ）のとおり。

「教育職員の免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了確認、更新講習修了確認の期限の延期、免許状更新講習の免除又は教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認をした旨の通知書の再交付

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

一件につき

千円

」を削り、

議案第 号

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

略

別表第一の9の表七の項中「百円」を「百三十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「八十円」を「百円」に、「百二十円」を「百六十円」に改め、同表十一の項中「千五百五十円」を「千八百円」に改め、

教育職員の免許状の授与	一件につき	三千三百円
(1) 普通免許状	一件につき	三千三百円
(2) 特別免許状	一件につき	三千三百円
(3) 臨時免許状	一件につき	千七百円
(4) 普通免許状	一件につき	三千三百円
(5) 臨時免許状	一件につき	千七百円
教育職員の免許状の書換え	一件につき	八百七十円
教育職員免許状の再交付	一件につき	千四百円
教育職員検定の実施	一件につき	千七百円
免許状認定講習の実施	一件につき	千七百円
教育職員免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了確認、更新講習修了確認の延期、免許状更新講習の免除又は教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令昭和四年法律第四十号）附則第十一條の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の法を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二條第三項第三号の確	一件につき	千五百五十円
認をした旨の通知書の再交付	一件につき	千四百円

以下
(略)

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案

○山口県使用料手数料条例

(昭和三十一年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条～第六条(略)

附則(略)

別表第一(第二条関係)

1～8の2(略)

9 教育委員会関係使用料手数料

七	博 物 館	六	項 類は公の施設又 事務の種類
備考 (略)	料 博 物 館 観 覧	(略)	名 称
			区
			分
			準
			位
			金
			額
	普 通 展 示	大学及び高等専門学校の学 生（十九歳以上の者に限 る） 一人につき 百二十円	
	その他の者	一人につき 百円	
	大学又は高等専門学校の学 生（十九歳以上の者に限 る）の団体 二十人以上 一人につき 百円		
	その他の者の団体 二十人以上 一人につき 百六十円		

八～十(略)

現行

○山口県使用料手数料条例

(昭和三十一年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条～第六条(略)

附則(略)

別表第一(第二条関係)

1～8の2(略)

9 教育委員会関係使用料手数料

七	博 物 館	料 博 物 館 観 覧	普 通 展 示	大学及び高等専門学校の学 生（十九歳以上の者に限 る） 一人につき 百円	その他の者 一人につき 百五十円	大学又は高等専門学校の学 生（十九歳以上の者に限 る）の団体 二十人以上 一人につき 八十円	その他の者の団体 二十人以上 一人につき 百二十円
備考（略）							

六	（略）	項 公 の 施 設 又 は 事 務 の 種 類	名 称	区 分	単 位	金 額

八～十(略)

議案第12号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）2月19日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財 政 第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算(第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の増減、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区 分	現行定数	改正定数	増 減	摘 要
高等学校	校長及び教員	1,998	1,953	△ 45 収容定員の減等 △ 4 5 人
	校長及び教員 以外 の 職員	458	447	△ 11 収容定員の減等 △ 1 1 人
	計	2,456	2,400	△ 56
中等教育学校	校長及び教員	58	58	0
	校長及び教員 以外 の 職員	6	6	0
	計	64	64	0
特別支援学校	校長及び教員	1,283	1,289	6 学級増等 6 人
	校長及び教員 以外 の 職員	151	151	0
	計	1,434	1,440	6
中学校	校長及び教員	2,855	2,783	△ 72 定数改善等 3 3 人 学級減等 △ 1 0 5 人
	校長及び教員 以外 の 職員	158	165	7 定数振替 9 人 学級減等 △ 2 人
	計	3,013	2,948	△ 65
小学校	校長及び教員	4,892	4,851	△ 41 定数改善等 7 3 人 学級減等 △ 1 1 4 人
	校長及び教員 以外 の 職員	325	312	△ 13 定数振替 9 人 学級減等 △ 4 人
	計	5,217	5,163	△ 54
合計	校長及び教員	11,086	10,934	△ 152
	校長及び教員 以外 の 職員	1,098	1,081	△ 17
	計	12,184	12,015	△ 169

3 施行期日

令和7年 4月 1日

議案第 号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一、九九八人」を「一、九五三人」に、「四五八人」を「四四七人」に、「二、四五六人」を「二、四〇〇人」に改め、同条第三号中「一、二八三人」を「一、二八九人」に、「一、四三四人」を「一、四四〇人」に改め、同条第四号中「二、八五五人」を「二、七八三人」に、「二五八人」を「一六五人」に、「三、〇一三人」を「二、九四八人」に改め、同条第五号中「四、八九二人」を「四、八五一」人」に、「三二五人」を「三二二人」に、「五、二二七人」を「五、一六三人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

改正案

現行

○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日
山口県条例第五十一号)

○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

第一条 (略)

(職員の定数)
第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(職員の定数)
第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校

校長及び教員	一、九五三人
校長及び教員以外の職員	四四七人
計	二、四〇〇人

一 高等学校

校長及び教員	一、九五八人
校長及び教員以外の職員	四四八人
計	二、四〇六人

二 中等教育学校

校長及び教員	五八人
校長及び教員以外の職員	六人
計	六四人

二 中等教育学校

校長及び教員	五八人
校長及び教員以外の職員	六人
計	六四人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舍指導員を含む。以下この号において同じ。)	一、二八九人
校長及び教員以外の職員	一五一人
計	一、四四〇人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舍指導員を含む。以下この号において同じ。)	一、二八三人
校長及び教員以外の職員	一五一人
計	一、四三四人

四 中学校

校長及び教員	二、七八三人
校長及び教員以外の職員	一六五人
計	二、九四八人

四 中学校

校長及び教員	二、八五五人
校長及び教員以外の職員	一五八人
計	三、〇一三人

五 小学校

校長及び教員	四、八五一一人
校長及び教員以外の職員	三二二人
計	五、一六三人

五 小学校

校長及び教員	四、八九二人
校長及び教員以外の職員	三二五人
計	五、二一七人

以下 (略)

以下 (略)

議案第13号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）2月19日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

県立岩国高校と県立下関西高校に併設型中学校を設置するため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

2 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立岩国高等学校附属中学校	岩 国 市
山口県立下関西高等学校附属中学校	下 関 市

3 概 要

新中学校 2 校では、「中学校と高等学校の学びを効果的につなぎ、6 年間で計画的に、探究的・発展的・先進的な学習活動を軸とした特色ある教育活動を展開する中で、大学での高度な学習につながる高い学力に加えて、急激に変化する社会の中でも未来を切り拓く次代のリーダーとして求められる力を育成する」ことをコンセプトとした学校づくりをめざす。

新中学校 2 校の開校は令和 8 年 4 月を予定しており、今後、入学者選抜をはじめ、教職員人事、学校運営計画などの業務を進める必要があることから、令和 7 年 8 月 1 日に設置するものである。

なお、新中学校 2 校は、約 20 年ぶりに開校する県立中学校となることから、小学生等への十分な周知期間や周到な準備が必要であり、令和 7 年度当初から生徒募集や施設・設備の整備等の業務を新しい校名で行えるよう、2 月議会に提出する。

4 施行期日

令和 7 年 8 月 1 日

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立萩商工高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立岩国高等学校附属中学校	岩 国 市
-----------------	-------

別表山口県立高森みどり中学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関西高等学校附属中学校	下 関 市
------------------	-------

附 則

この条例は、令和七年八月一日から施行する。

新旧対照表

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）

改正案

○山口県立高等学校等条例

（昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号）

（第一条ノ附則（略））

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校
山口県立萩高等学校

山口県立萩商工高等学校	萩市
山口県立岩国高等学校附属中学校	岩国市
山口県立高森みどり中学校	岩国市
山口県立下関高等学校附属中学校	下関市
山口県立下関中等教育学校	下関市

以下（略）

現行

○山口県立高等学校等条例

（昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号）

（第一条ノ附則（略））

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校
山口県立萩高等学校

山口県立萩商工高等学校	萩市
山口県立高森みどり中学校	岩国市
山口県立下関中等教育学校	下関市

以下（略）

議案第14号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出
について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和7年（2025年）2月19日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 7 年(2025年) 2 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 7 年 2 月 1 2 日付け令 6 財政第 1 5 5 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 7 年(2025年) 2 月 12 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 7 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 6 年度山口県一般会計補正予算(第 5 号)
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 12 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 13 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 14 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 14 号参考資料

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申し出について

1 事故発生日時

令和 6 年 8 月 23 日（金） 午前 10 時 20 分頃

2 事故発生場所

田布施町役場敷地内

3 事故の相手方

熊毛郡田布施町大字下田布施 田布施町

4 事故概要

山口県立田布施総合支援学校校務技士が田布施町役場で業務を行っていた間に、サイドブレーキを引き忘れたまま駐車していた公用車が勾配により自走し、駐車場の車止めの間を通り抜けて、歩道に設置してあった田布施町役場所所有のベンチに衝突した。

5 過失割合

県側 100%、相手側 0%とする。

6 損害の程度

(1) 相手方

ア 人的損害 ～ なし

イ 物的損害 ～ 田布施町役場所所有のベンチ 座面中央部の破損

(2) 県側

ア 人的損害 ～ なし

イ 物的損害 ～ なし

7 損害賠償の額

金 134,200 円

内訳

物損賠償額

ベンチ修理費 134,200 円

人損賠償額 0 円

「やまぐちスマートスクール構想 2.0」の推進について

1 概要

「やまぐちスマートスクール構想」をアップデートし、「やまぐちスマートスクール構想 2.0」として推進するもの。

やまぐちスマートスクール構想（R3～）

- 1人1台タブレット端末などのICT環境を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、子どもたちの可能性を広げる構想
- 以下の3つの視点の学校づくりを総合的・計画的に推進
 - (1) 一人ひとりに合った学びで力を引き出す学校
 - (2) 海外・地域・他校とつながる学校
 - (3) 安心・安全で一人ひとりを大切にする学校

アップデート

- ⇒ 社会のデジタル化やデジタル技術の急速な進展に対する的確な対応
- ⇒ 山口県教育振興基本計画に沿った今後の施策展開と事業目標の明確化
- ⇒ 構想のさらなる推進に向けたデジタル学習基盤の充実・強化

やまぐちスマートスクール構想 2.0（R7～）

- 1人1台タブレット端末などのデジタル学習基盤の充実・強化とさらなる活用促進により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、誰一人取り残されない学びの保障、子どもと向き合う時間を確保するための働き方改革の推進など、デジタルを活用してリアルな学びを充実させ、子どもたちの可能性を広げる構想
- 以下の4つの視点を掲げ、その取組の方向性や具体的な取組内容を明確化した

「やまぐちスマートスクール構想 2.0」推進プラン

に基づく施策を総合的・計画的に展開

- (1) 一人ひとりに合った学びで力を引き出す学校
- (2) 海外・地域・他校とつながる学校
- (3) 安心・安全で一人ひとりを大切にする学校
- (4) さらなるICT活用を支えるデジタル学習基盤

2 「やまぐちスマートスクール構想 2.0」推進プラン

1 プランの策定方針

技術の進歩など変化が著しいデジタル分野の動向や国の方向性をよりの確に施策に反映する。

- ① 4つの視点の下「取組の柱」ごとに、「ア 取組の方向性」、「イ 主な取組」、「ウ 取組目標」を整理（※「4 取組の体系」参照）
- ② 「イ 主な取組」は、今後の施策展開の「ロードマップ」として位置付け
- ③ 施策推進のゴールを明確化するため、「ウ 取組目標」には、「山口県教育振興基本計画」に掲げる推進指標に加え、各取組の進捗をより精緻に把握するための KPI を設定

2 プランの位置付け

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、国の「学校教育情報化推進計画」を基本として県で定める「学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画」に位置付けた「山口県教育振興基本計画」の分野別計画とする。

3 プランの期間

令和 7 年度から令和 9 年度まで ※「山口県教育振興基本計画」の終期（R9）まで

4 取組の体系

視点	取組の柱	取組
(1) 一人ひとりに合った学びで力を引き出す学校	①児童生徒の情報活用能力の育成	プラン（別冊 P.11）参照
	②学校・家庭での個別最適な学びの充実	
	③教職員の ICT 活用指導力の向上	
(2) 海外・地域・他校とつながる学校	④大学・企業・海外等と連携した協働的な学びの充実	
	⑤専門学科での先端技術の活用	
	⑥社会教育施設等における質の高い学習環境の整備	
(3) 安心・安全で一人ひとりを大切にする学校	⑦学校安全の推進	
	⑧健康教育の充実	
	⑨誰一人取り残されることのない教育の推進	
(4) さらなる ICT 活用を支えるデジタル学習基盤	⑩学校における ICT 環境の整備・強化	
	⑪教育ダッシュボードを起点とした教育データの活用	
	⑫個人情報の保護、セキュリティ対策	
	⑬デジタルを活用した働き方改革加速化プランの着実な推進	
	⑭義務教育段階から高校段階まで一貫した ICT 環境整備・推進体制の構築	

報告事項 2

令和 8 年度（令和 7 年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験の 実施について

教職員課

1 選考区分、志願区分（校種等）、教科（科目等）及び採用見込者数

(1) 選考区分及び志願区分（校種等）

ア 一般選考

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校小学部・中学部・高等部、養護教諭の区分で実施する。

イ 障害者を対象とした選考

一般選考において実施する全ての志願区分（校種等）において実施する。

ウ 大学等推薦特別選考

一般選考の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の試験を実施する教科（科目等）において実施する。

エ 教職大学院修了見込者特別選考

一般選考において実施する全ての志願区分（校種等）において実施する。

オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

一般選考の小学校及び中学校の試験を実施する教科（科目等）において実施する。

カ エキスパート人材特別選考

一般選考の小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科（科目等）において実施する。

キ 教職チャレンジサポート特別選考

一般選考の小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科（科目等）において実施する。
ただし、中学校の技術、家庭及び高等学校の理科、保健体育、芸術、家庭、情報、農業、工業、水産、看護は除く。

※ 一つの選考区分、志願区分（校種等）に限り志願できる。

また、中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあっては、一つの教科（科目等）に限り志願できる。

ただし、以下の 1～5 に示す組合せについては併願が可能（いずれか一つの組合せに限る）。

	選考区分	第一志願	第二志願
1	一般選考	中学校	小学校
2	一般選考	特別支援学校小学部	小学校
3	一般選考	小学校	特別支援学校小学部
4	一般選考	中学校	特別支援学校中学部
5	一般選考	高等学校	特別支援学校高等部

(2) 教科(科目等)及び採用見込者数

全体 411 人程度 [昨年度 419 人程度]

採用見込者数の算定に当たっては、退職者数、児童生徒数の推移等を考慮した。

ア 一般選考

小 学 校	160 人程度		[昨年度 170 人程度]
中 学 校	130 人程度		[昨年度 130 人程度]
	○ 国語	16 人程度	○ 美術 4 人程度
	○ 社会	23 人程度	○ 保健体育 17 人程度
	○ 数学	18 人程度	○ 技術 4 人程度
	○ 理科	18 人程度	○ 家庭 4 人程度
	○ 音楽	6 人程度	○ 外国語(英語) 20 人程度
高等学校	72 人程度		[昨年度 78 人程度]
	○ 国語	8 人程度	○ 家庭 2 人程度
	○ 地理歴史		○ 情報 1 人程度
	世界史	2 人程度	○ 農業
	日本史	4 人程度	農業畜産系 1 人程度
	地理	1 人程度	土木造園林業系 1 人程度
	○ 数学	10 人程度	○ 工業
	○ 理科		機械系 4 人程度
	物理	1 人程度	電気系 4 人程度
	化学	2 人程度	土木建築系 2 人程度
	生物	3 人程度	化学工業系 3 人程度
	○ 保健体育	8 人程度	○ 商業 2 人程度
	○ 芸術		○ 水産
	音楽	2 人程度	機関係 1 人程度
	美術	1 人程度	○ 看護 1 人程度
	○ 外国語(英語)	8 人程度	
特別支援学校	小学部	12 人程度	[昨年度 9 人程度]
	中学部	各教科(科目等) 1 人程度を原則とし、 合計 12 人程度	[昨年度 9 人程度]
		○ 国、社、数、理、音、美、保、技、家、外(関)	
	高等部	各教科(科目等) 1 人程度を原則とし、 合計 9 人程度	[昨年度 6 人程度]
		○ 国、地歴、公、数、理、保、芸(音楽)、外(関)、家、情、農、工、福	
養護教諭	5 人程度		[昨年度 5 人程度]

※採用者数は、退職者数の状況等により変更することがある。

イ 障害者を対象とした選考

全ての志願区分(校種等)全体で 11 人程度

[昨年度 11 人程度]

ウ 大学等推薦特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

エ 教職大学院修了見込者特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

カ エキスパート人材特別選考

前頁「ア 一般選考」の採用見込者数に含む。

キ 教職チャレンジサポート特別選考

小学校、中学校、高等学校合わせて 5 人程度

[昨年度 5 人程度]

2 出願受付期間

- 2月1日(土)から3月14日(金)午後5時まで
- ※ インターネット(電子申請)による出願を原則とする。

3 選考試験期日

- (1) 第一次試験
5月10日(土)及び11日(日)
- (2) 第二次試験
7月5日(土)及び6日(日)
(小学校は7月5日(土)から8日(火))

4 選考試験会場

- (1) 第一次試験
ア 山口会場・・・西京高校、山口中央高校、山口高校
イ 九州・関西・東京会場・・・後日決定
- (2) 第二次試験
山口高校、山口中央高校、西京高校、山口県セミナーパーク

5 選考試験内容

- (1) 第一次試験
 - ア 一般選考、障害者を対象とした選考、特別選考(教職チャレンジサポート特別選考以外)
 - ・ 教職専門(一般選考及び障害者を対象とした選考の志願者)
 - ・ 教科専門
 - ・ 特別支援教育専門(特別支援学校を第一志願とする者)
 - ・ 実技(実技を実施する教科(科目等)の志願者)
 - イ 教職チャレンジサポート特別選考
 - ・ SPI3基礎能力検査
 - ・ 実技(実技を実施する教科(科目等)の志願者)
- (2) 第二次試験
適性検査、小論文、集団面接(模擬授業及び討議)、個人面接

※ 障害等のある志願者から受験上の配慮や採用後の配慮の希望があった場合は、障害の状態等に
応じて必要な配慮について、志願者と話し合いの上、決定する。ただし、内容によっては配慮でき
ない場合もある。

受験上の配慮例：試験時間の延長、問題・解答用紙の文字の拡大、試験の一部受験対応 等
採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修

6 選考試験結果の発表

- (1) 第一次試験結果の発表予定
6月19日(木) 午前9時
- (2) 第二次試験結果の発表予定(採用候補者名簿登載予定者の発表)
8月8日(金) 午前9時

7 令和8年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点

- 試験日程の早期化
- 第一次試験における大学3年生受験制度の導入
- 「特別支援学校」における試験項目の見直し
- 併願パターンの拡大（「小学校」「中学校」「高等学校」と「特別支援学校」との併願）
- 「養護教諭」における実技試験の廃止
- エキスパート人材特別選考の特別免許状対応教科の拡大
- エキスパート人材特別選考の要件の見直し

8 実施要項の取得等について

(1) 電子版のダウンロード方法

下記URL又は右記二次元コードから山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）にアクセスしてダウンロード

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html>



(2) 紙版の配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

9 その他

○ 緊急連絡について

試験実施に関する変更が生じる場合等は、山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）に内容を掲載するとともに、「連絡メール」により周知するので、出願の際に、受信のための登録をする。

10 説明会等について

(1) 志願者応援説明会

ア 日時

令和7年2月1日（土）13:00～15:00

※ オンライン会議システムZoomを使用

イ 主な内容

- ・ 令和8年度（令和7年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験について
- ・ 出願から受験までの主な留意点や改善点等

(2) 「教員免許はないけれど教職に興味のある方」を対象とした個別相談会

ア 日時

令和7年2月20日（木）13:00～18:00

2月23日（日） 9:00～13:00

※ オンライン会議システムZoomを使用

イ 対象

- ・ 教職チャレンジサポート特別選考の受験を検討している方
- ・ エキスパート人材特別選考の受験を検討している方
- ・ 非常勤講師としての任用に興味のある方

ウ 主な内容

- ・ 試験制度や免許状制度等に係る個別相談会

(3) 令和8年度（令和7年度実施）山口県教員採用試験「大学3年生受験」オンライン説明会

ア 日時

令和7年2月25日（火）16:00～17:30

※ オンライン会議システムZoomを使用

イ 対象

- ・ 令和8年度（令和7年度実施）山口県公立学校教員採用選考試験第一次試験における大学3年生受験を検討している現大学2年生

ウ 主な内容

- ・ 実施要項について、電子申請について、質疑応答

資料 2

「公の施設の見直し」に係る 施設ごとの対応方針（案）

令和 7（2025）年 2 月
行財政改革推進室

(C) Yamaguchi Pref.

これまでの経緯

令和 6 年度 of 取組状況

- 新型コロナへの対応による行財政構造改革の一時凍結に伴い、関係市町との協議を中止していた 11 施設について、現況調査等を踏まえ、公の施設に係る「新たな見直しの方向性」を検討。
- その結果、従来の「見直しの基本方針」は改定を要さないものと判断した一方で、様々な行政課題に的確かつ機動的に対応するために公の施設の新たな利活用を考えていくことも必要なことから、6 月県議会の総務企画委員会において、新たな見直しの方向性における基本的な考え方を公表。
- その基本的な考え方に沿って、11 施設について、所管部局とも調整の上、9 月の行財政改革統括本部会議において、県としての施設ごとの見直しの方向性の案を提示し、この案をベースに、市町等関係者と協議・検討を進めることを決定。
- その後、施設ごとの見直しの方向性の案の具現化に向け、市町等関係者との協議・検討を進めたところ。

(C) Yamaguchi Pref.

1

《参考1》公の施設の見直しの基本方針（H30.3策定）

- ① 地元の利用割合の高い施設は、市町への移管を基本とし、移管できないものは廃止。
- ② 利用が低迷している施設や県民ニーズに合致していない施設は、廃止を基本とする。ただし、希望があれば市町へ移管。
- ③ 地域振興の観点から、市町へ移管した方が効果的な活用が図られる施設については、市町へ移管を打診。
- ④ その他、すべての施設について、今後の利用見込みや施設の老朽化等の状況も踏まえ、複数施設の統合や運営手法の抜本的な見直しを実施。

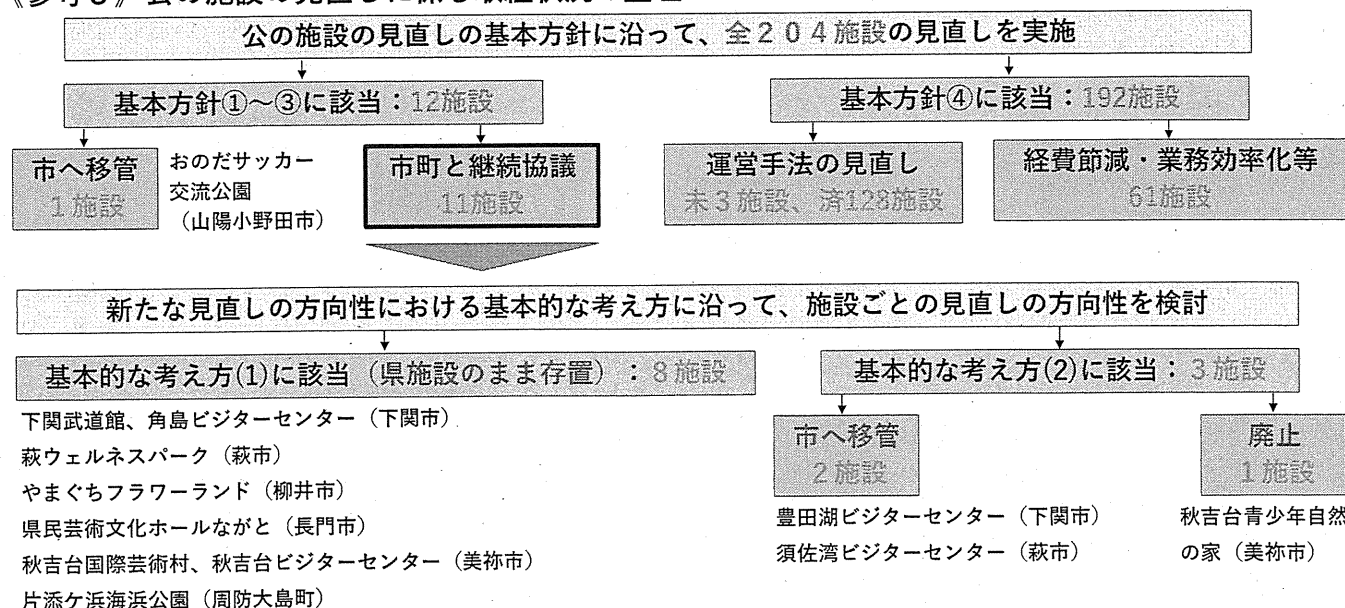
《参考2》新たな見直しの方向性における基本的な考え方（11施設のみ）

- (1) 施設利用の現状や今後の見通しに加え、コロナ禍後の社会経済情勢や人々の価値観・ライフスタイルの変化等も踏まえて、当初の設置目的にこだわらず、県民の貴重な財産として現存する各施設の利用価値とポテンシャルに着目し、これを多様化・複雑化する行政課題への対応のために最大限発揮させるとの方向で、今後の活用方策等を検討する。
- (2) 上記の結果、有効な活用方策が見当たらない、あるいは、新たな活用方策に費用対効果が見込めない等の場合には、従来の「見直しの基本方針」に基づき、関係市町と改めて協議の上で、見直しの方向性を決定する。

(C) Yamaguchi Pref.

2

《参考3》公の施設の見直しに係る取組状況の整理



(C) Yamaguchi Pref.

3

施設ごとの対応方針（案）



市町等協議結果

9月の行財政改革統括本部会議における「施設ごとの見直しの方向性（案）」について、市町等関係者と協議を行った結果、11施設のうち、9施設は対応方針が確定し、残り2施設は引き続き移管に向けた協議をしていく必要がある。

対応方針が確定した施設

◆施設廃止（1施設）

市町名	施設名	対応方針（案）
美祢市	秋吉台青少年自然の家	児童生徒数の減少や宿泊者数の減少、地域バランスを考慮し、青少年自然の家を4施設から3施設に再編することとし、本施設の老朽化の状況や利用者の減少を踏まえ、令和7年度末で施設を廃止

(C) Yamaguchi Pref.

4

施設ごとの対応方針（案）



◆県施設のまま存置（8施設）

市町名	施設名	対応方針（案）
下関市	下関武道館	地域スポーツの振興に向け、多くの県民が日常的に気軽にスポーツ活動に取り組むことができるよう、ニュースポーツが実施可能な環境の整備や、部活動の地域移行への対応などを通じ、更なる利活用を促進
	角島ビクターセンター	県の生物多様性地域戦略（R6.7改定）に基づく取組を積極的に推進するため、市や関係団体等と連携しながら、角島の豊かな自然を最大限活かした博物展示のリニューアルや新たな体験学習プログラムの構築などにより、更なる利活用を促進
萩市	萩ウェルネスパーク	健康づくりや地域スポーツ振興の観点から、市と連携し、ニュースポーツイベントの開催や各種競技における県内外からの合宿誘致、部活動の地域移行への対応などを通じ、更なる利活用を促進
柳井市	やまぐちフラワーランド	県の花き振興の総合拠点や山口きらら博記念公園のフラワーガーデン（R7春オープン）との相乗効果による県の魅力向上の観点から、市と更なる利活用方を検討

(C) Yamaguchi Pref.

5

施設ごとの対応方針（案）



市町名	施設名	対応方針（案）
長門市	県民芸術文化ホールながと	全国有数の舞台機構を生かした伝統芸能公演の拠点として最大限に活用する観点から、市と連携し、集客力の高い魅力的な伝統芸能公演の誘致や、インバウンド・教育旅行向けの体験型コンテンツの充実などにより、観光誘客や学校教育活動等における更なる利活用を促進
美祢市	秋吉台国際芸術村	滞在型の文化芸術活動の拠点としての機能を最大限に活用する観点から、市と連携し、宿泊機能の強化や芸術体験プログラムの開発、魅力的な文化芸術イベントの実施などにより、秋吉台の立地を生かした観光誘客や学校教育活動等における更なる利活用を促進
	秋吉台ビジターセンター	県の生物多様性地域戦略（R6.7改定）に基づく取組を積極的に推進するため、市や関係団体等と連携しながら、秋吉台の豊かな自然を最大限活かした博物展示のリニューアルや新たな体験学習プログラムの構築などにより、更なる利活用を促進
周防大島町	片添ヶ浜海浜公園	町と連携し、アウトドアイベントやエコツアー実施の拠点としての利活用、近隣の民間企業・団体が実施する観光振興策との連携、公園施設設置許可等の民間活力導入などにより、更なる利活用を促進

(C) Yamaguchi Pref.

6

施設ごとの対応方針（案）



継続して見直しを検討する施設

◆地元市へ移管（2施設）

市町名	施設名	対応方針（案）
下関市	豊田湖ビジターセンター	市のキャンプ場の管理棟としての機能が中心になっており、移管により市が主体的に施設を管理し、周辺施設と一体的に活用することが可能なため、その他の県の公有財産（休憩所等）も含め、市と移管に向け引き続き協議
萩市	須佐湾ビジターセンター	市のキャンプ場の管理棟としての機能が中心になっており、移管により市が主体的に施設を管理し、周辺施設と一体的に活用することが可能なため、その他の県の公有財産（休憩所等）も含め、市と移管に向け引き続き協議

今後の対応

今後、対応方針が確定した施設については、その具体化に向けて取組を進めていくとともに、継続して見直しを検討する施設については、引き続き、市町等関係者と十分に協議・調整を進めていく。

(C) Yamaguchi Pref.

7